

太田市保育所等利用児童おむつ給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太田市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所（小規模保育事業A型を行う事業所、小規模保育事業B型を行う事業所又は小規模保育事業C型を行う事業所をいう。）又は準認可保育施設（太田市子育て支援条例（平成19年太田市条例第64号）第11条の規定に基づき、太田市が認定する認可外保育施設をいう。以下同じ。）（以下「保育所等」という。）に在園する0歳児及び1歳児に対して、園児が使うおむつ及びお尻拭き（以下「おむつ等」という。）の定期利用（サブスクリプションサービス）を公費負担にて提供することにより、保護者及び保育士のおむつ管理の負担を軽減し、市内保育所等の保育環境の充実を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 この要綱の規定による公費負担によるおむつ等の定期利用の対象となる児童（以下「対象幼児」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び準認可保育施設に在園する子どものうち、保育所等に在園する0歳児及び1歳児とする。ただし、当該年度において4月1日時点の年齢が1歳以下の児童に限る。

(給付の方法等)

第3条 おむつ等の給付は、市の指定した業者（以下「業者」という。）が配達により行う。

2 布おむつを使用している保育所等については、使用済みの布おむつを業者が回収するものとする。

(利用の方法)

第4条 おむつ等の提供を受けた保育所等は、保育時間内（紙おむつに限り、降園時の利用を含む。）において対象幼児に利用させるものとする。

(不当利得の返還)

第5条 市長は、保育所等が偽りその他の不正な手段によりおむつ等の定期利用を使用したときは、第3条第1項の規定によるおむつ等の給付を中止させ、及び市が業者から請求される賠償金等を保育所等に負担させるものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。